

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湧翠会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が、理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業」という。）の運営のための業務に従事したときは、別表2より報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の指導または監査の業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業の苦情対応の業務に従事した場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 役員及び評議員の報酬及び旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(適用除外)

第8条 事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、令和2年7月1日から施工する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	15,000円	実費相当
評議員会出席報酬	15,000円	実費相当
評議員選任・解任委員会出席報酬	15,000円	実費相当

別表2 (第4条及び第5条及び第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	25,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	実費相当
監事監査指導及び業務報酬等	10,000円	実費相当
苦情対応第三者委員業務報酬等	10,000円	実費相当

別表3 (第7条関係)

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	旅費規定による	旅費規定による